



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談員の
藤原です！



消費生活相談のあれこれ

NO.20

発行：東濃西部地域行政事務組合

契約を安易に考えない！

消費生活相談窓口で「●●会社と契約したが、信用できる会社か？」との問い合わせが度々入ります。残念ながら、当窓口では特定の企業の信用性をお答えすることはできません。そのような相談者は契約した後、不安になって相談に来るのだと思われます。そのような事態を避けるためにも、その場の雰囲気の流れされ契約してしまっはいけません。特にリフォーム契約など高額な契約をする場合は、契約する前に複数の会社から相見積もりを取り、金額を比較する。良いことばかりを強調するのではなく、デメリットもきちんと話をしてくれるかなど、仕事を任すのに相応しい相手が見極めることが大切です。解約するには違約金や損害賠償が発生することもありますので、契約を安易に考えてはいけません。

ほんとーに こんな相談ありました



過去に消費者金融で借金をし、数年前に完済した。最近になり、まだ借金が残っていると、その消費者金融を名乗る人が自宅に取り立てに来るようになった。乱暴な言葉使いをして脅してくる。怖いので、言われるがまま支払おうと思っている。

アドバイス

何かの事情で個人情報が流出していると考えられます。人の私生活や業務の平穩を害するような取り立ては出来ないと法律で決まっています。脅迫に屈して支払う必要はありません。危険を感じたらすぐに警察へ連絡しましょう。

新規・継続 5月の相談件数 ■10件 ■1件

店舗販売 ■■■■■	15
訪問販売 ■■■■■	7
電話勧誘販売 ■	1
通信販売 ■■■	21
多重債務 ■■■■■■■	9
その他 ■	1
問い合わせ ■■	2

消費生活相談窓口では、出前講座を行っています。地域の集まりやサークル活動、老人会などへ相談員が講師としてお伺いします。内容はご相談に応じます。